

日清戦争の「戦利品」と学校・社寺

—その配付についての考察—

籠谷次郎

はじめに

日清戦争の「戦利品」と学校・社寺

長く教員として過ごした私は、在職中多くの学校で各校が備える『学校沿革誌』を見る機会に恵まれた。同誌の記載は学校により精疎があり、初期には書式も一定していないが、そのなかに日清・日露戦争の「戦利品」受領に関する記事をよくみかけた。私が勤務した大阪府下の学校では、日清戦争の戦利品として、「榴弾一個」(大阪市愛日尋常小学校)、「大砲丸老個(重量老貫百目)」(大阪市岩井尋常小学校)、「榴弾老個、小銃老挺、三角劍老本」(大阪市盈進高等小学校)、「ゲーベル銃、三角劍、榴弾」(泉北郡養徳高等小学校)等を、「知事」あるいは「其筋」から配付されたという記載である。⁽¹⁾しかし記載のない学校もあり、状況としては記載のない学校が多かった。『学校沿革誌』は後年に作成されたものが多く、記載がないのは記載もれとも考えたが、日清・日露の両戦争のうち、一方に記載はあっても他方に無いこともあり、一概に記載もれと判断できないように思われた。配付をうけたのは一部の学校であったのか。その場合、どのような学校に配付されていたのか。また配付は請願によるものであったのかどうか。配付の実態、全容を知りたいと思ったが、長くその機会を得なかつた。

戦利品に関する私の記憶は、少年時代、神社境内にあった砲弾によって鮮明である。広い境内の一角にそれほど高くない台石の上に砲弾一個が立っていた。砲弾は手のとどく位置にあり、触れたことを覚えている。同砲弾が明治のどの戦争の戦利品であったのか定かでない。

日清戦争の戦利品といえば、宮城内吹上御苑近くにあった振天府、靖国神社にあった遊就館の戦利品が著名である。今日研究においてもよく語られるのは両所の戦利品であるが、かつて広く人々の目に触れたのは、むしろ学校や神社・寺院にあった品々である。

今年（一九九五年）は、日清戦争が終結して百年にあたる。同時に国内において戦利品が配付されて百年になる。どのような戦利品が、どのような手順を経て、どのように配付されたのか。私には長い関心事であったので、配付百年を機にその実態を一部なりとも明らかにしたい。

日清戦争の戦利品についての研究には、鈴木智夫・水野明の「正眼寺所蔵清軍『戦衣』の研究——日清戦争の『戦利品』をめぐる諸問題——」（『日本史研究』三一二号、一九八八年八月）がある。岐阜県美濃加茂市の臨濟宗妙心寺派の正眼寺に所蔵される清国軍戦衣一〇点をめぐって、その出所と戦利品配付の意義について論じた研究である。おそらく戦利品についての最初の研究であろう。歴史研究といえば専ら文献・文書に依拠する一般方法に対し、物的資料を用いて進められた異色の研究である。同戦衣が、なぜ岐阜県の山里の一寺院に存在するのか。両氏は日清戦争後に陸軍によって組織された陸軍戦利品整理委員会によって配付されたものと推定されている。出所については私も同感であるが、陸軍戦利品整理委員会および配付の経過については触れられていない。私の関心は、陸軍戦利品整理委員会（以下、特別の場合を除き、整理委員会と略）が戦利品をどのようにして分与し、それらがどのような手順を経て学校や神社・寺院に届けられたのか、その経緯と実態をとらえることにある。

なお、国際法上「戦利品」(Booty)とは、後年の理解によると、戦争中、陸上で軍隊が国家の責任において取

得した敵国財産をいう、とされている。海上における「捕獲品」(Prize)とは区別されており、古くは鹵獲品あるいは分捕品と呼ばれた。⁽²⁾「戦利品」という語がいつごろから使用されたのか、本稿では明らかにしていないが、日清戦争時、軍のほか一般にも「戦利品」の語は使用されており、後年最もよく使用された語であるので、本稿でも同語を使用する。

一 「戦利品」分与の概要

日清戦争で日本陸軍が押収した戦利品のうち、現地で軍用等に使用されたものを除き、日本に送られたもの、どのような処理されたのか。その概要は参謀本部編纂『明治二十七八年日清戦史』第八卷(東京印刷、一九〇七年)によって知られる。同書第四十八章第五項はその「整理」に触れ、若干の説明と陸軍戦利品整理員数表(附録第一一九)を掲載している。同説明は「鹵獲品ハ其性質ニ応シ直ニ戦地ノ用ニ供シ、或ハ棄却シ、或ハ内地ニ後送セリ」と記し、続いて「後送鹵獲品ハ大本営、陸軍省、砲、工兵方面、砲兵工廠、野戦首砲廠、留守官衙等ニ於テ保管セシカ、二十八年八月陸軍戦利品整理規定ヲ發布シ、其委員(長、陸軍少将黒瀬義門)ノ任命アリ、該委員ハ整理規定ニ基キ之ヲ整理シ、軍用ニ適スルモノハ之ヲ兵備品トシテ陸軍官衙ノ保管ト為シ、其他通常物品トシテ使用ノ必要ニ応シ陸軍其他ノ官衙ニ交付シ、或ハ記念ノ為メ之ヲ帝室ニ献納シ若クハ軍隊、学校、神社、仏閣等二分配シ、永久之ヲ保存セシメ、二十九年三月ヲ以テ略ホ其整理ヲ畢レリ、之カ員数及区分ハ附録第百十九ノ如シ」と記している。⁽³⁾ 附録第一一九(陸軍戦利品整理員数表)は表1のとおりである。

「整理」は、ここで記されているように一八九五年八月一〇日制定の陸軍戦利品整理規程(陸軍省令第一六号)に基づき行われた。全六条から成る同規程は次のとおりである。⁽⁴⁾

陸軍戦利品整理規程

第8巻附録第119

理 員 数 表								
博物館 遊就館	陸 軍 諸学校	学習院	華 族 女学校	文 部 省 及 同 直 属 学 校	造 幣 局	陸 軍 工 場	台 湾 総 督 府	府 県
—	—	—	—	—	—	—	—	1
1	—	4	—	—	—	—	—	8
—	—	—	—	—	—	—	—	8
16	—	—	1	—	—	—	—	120
104	183	22	—	134	—	34	—	8,753
54	—	3	—	38	—	—	—	4,768
232	283	28	—	56	—	—	—	8,514
16	31	3	—	—	—	—	—	—
48	96	12	—	—	—	—	—	—
—	42	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	6010	6	—	10	—	—	9,151	1,206
338	21	13	—	5,189	—	—	13	040
171	—	46	—	66	—	—	—	9,667
—	—	—	—	—	1,563 15,650	—	—	—

見易いように表を横組みにし、漢数字をアラビア数字に変えた。また原表では該当のな
 謀本部」欄は空欄になっているので、そのままにした。刀剣・小銃実包・雑兵器の各合
 ままである。

表1 『明治二十七八年日清戦史』

品 目		陸 軍 戦 利 品 整						
		員 数	区 分	兵 備	帝 室	陸軍省	海軍省	参謀本部
十册米半以上火砲	9点	140	137	—	—	2	—	—
九册米以下軽砲	13点	389	366	—	3	—	—	7
機関及速射砲	10点	107	93	—	6	—	—	—
旧式各種砲	11点	159	17	—	5	—	—	—
小 銃	38点	17,643	7,032	3	49	—	—	1,329
刀 剣	9点	11,764	6,767	7	36	—	—	92
砲 弾	71点	188,923	179,312	55	77	—	—	366
機関及速射砲実包	8点	242,029	241,952	8	19	—	—	—
小銃実包	20点	22,260,193	21,907,683	32	72	—	—	52,250
火 具	17点	218,328	218,081	—	—	—	—	205
火 薬	24点	75,065吉 6,896箱	75,065吉 6,894箱	—	—	—	—	2
土工具及電機器	93点	475,516	458,470	—	8	—	—	654
雑兵器	115点	43,148	21,606	15	46	2	7,928	818
被服類	17点	10,981	—	6	33	—	—	992
金 属	14点	1,599 15,650匁	—	12	—	—	—	24

注：『明治二十七八年日清戦史』第8巻による。原表は縦組みで漢数字が使用されているが、い箇所は「ㄥ」としているが、ここでは「—」に変えた。ただし機関及速射砲実包の「参計は、各区分の「員数」(合計数)と一致しない。また、雑兵器の「府県」数040は原表の

第一条 日清戦役ニ関シ陸軍ニ於テ鹵獲シタル戦利品ヲ整理スル為メ左ノ委員ヲ置ク

委員長 将官 一人

委員 佐尉官若クハ同等官 若干

書記 陸軍属 若干

第二条 戦利品ハ之ヲ分テ兵備品及通常物品トシ其軍用ニ適スルモノヲ以テ兵備品トナシ其軍用ニ適セサルモノヲ以テ通常物品トス

第三条 兵備品ハ其所用ニ応シ之ヲ陸軍官衙ノ保管ニ属シ通常物品ハ陸軍其他ノ官衙ニ於テ使用ノ必要アルモノヲ除クノ外ハ紀念ノ為メ之ヲ帝室ニ納メ若クハ軍隊其他公衆ノ縦覧ニ供スル陳列場或ハ神社仏閣ニ分与シテ永久之ヲ保存セシメ又以上ノ項目ニ該当セサルモノハ之ヲ売却セシム

委員ハ前項ノ区分ニ依リ品目数量ヲ調査スヘシ

第四条 委員長ハ委員ヲ指揮シテ第二条第三条ニ基キ戦利品ノ整理ヲ審議シ其陸軍官衙ノ保管ニ属スルモノハ案ヲ具シ陸軍大臣ノ指揮ヲ請ヒ其他ハ適宜処分シテ報告スヘシ

第五条 第三条ニ関シ運搬ノ為メニ要スル費用ハ臨時軍事費ノ支弁ニ属ス但陸軍部外ニ送付スルモノト雖モ亦同シ

第六条 委員及書記ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ各其事務ニ服スヘシ

第一条の委員には、すでに同年八月六日付けで次の六人が任命されていた。⁽⁵⁾

委員長 野戦砲兵監陸軍少将 黒瀬 義門

委員 軍務局附陸軍工兵中佐 河野 通成

同 軍務局課員陸軍騎兵少佐 東 常久

同 軍務局課員陸軍歩兵少佐 山田義三郎

同 経理局課員陸軍三等監督 青柳 忠次

同 軍務局課員陸軍歩兵大尉 菅 孝

委員長・委員の職はすべて「兼勤」であった。⁶⁾規程によると、戦利品を「兵備品」(軍用二適スルモノ)と「通常物品」(軍用二適セサルモノ)に分け(第二条)、兵備品はその所用に依じて陸軍官衙に保管し、通常物品は陸軍その他の官衙で必要なものを除いて記念のため帝室に納め、また軍隊その他陳列場・神社・寺院に分与して保存させ、それ以外は売却するとした(第三条)。委員の作業は第二・三条に基づいて進めるとし(第四条)、分与に必要な運搬費は臨時軍事費の支弁とするとした(第五条)。

分与を規定した第三条には、はじめ学校は含まれていなかったが、後述するとおり後日追加された。表1の陸軍戦利品員数表は学校を含めたものとなっている。

表1から知られるとおり、整理委員会による整理対象となった物品は約二三〇〇万点、うち小銃実砲が最も多く、土工具及電機器、機関及速射砲実砲、火具、砲弾等が続いている。これらは大部分が兵備品となっている。員数表では「兵備」欄がそれに相当し、次の欄の「帝室」以下のものが通常物品である。このうち帝室・造幣局・軍関係分を除いたものが一般分与分である。このうち数量で最も目立つのは最下欄の「府県」分である。ここでは被服類、小銃、砲弾、雑兵器、刀剣が多い。員数表には、一般諸学校・神社・寺院分は記されていないが、後述するようにこれらは府県を通して配付されているので、この「府県」分が一般諸学校、神社、寺院、陳列場分である。整理委員会が扱った各品目総数のうち、「府県」分が占めた割合は被服類八八・〇%、旧式各種砲七五・五%、小銃四九・六%、刀剣四〇・五%、雑兵器一六・六%、砲弾四・五%、機関・砲類(旧式砲を除く)二・七%、土工具及電機器〇・三%となる。本稿が対象とするのはこの「府県」分である。

なお、員数表には図書類は記されていない。当時の新聞報道によると、戦利品中の図書は「数万部」とも「幾万部」ともいわれた。一八九五年九月初旬、これらの処置を審議した整理委員会は、いったんは公私立の「大中小学校」に分与することを議定したが、散逸をおそれ、すべてを東京図書館に下付することにした。九六年二月一日付け『大阪毎日新聞』は、「兩三日間」帝国大学に四八〇部、東京図書館に六四二部、計五〇〇〇冊を配付したと報じている。

他方、海軍には戦利品処分の委員は置かれなかった。捕獲軍艦の外は品数が少なかったため、軍用に適するものは軍務局において処理し、適さないものは経理局において処分した。九五年八月八日制定の海軍戦利品取扱手続（海軍省達第六八号）にも戦利品の売却・処分規定はあつても、分与規定はないので、縦覧を目的とした一般分与はなかった。

二 陸軍戦利品整理委員会

1 陸軍戦利品整理規程と学校

一八九五年八月一〇日制定の陸軍戦利品整理規程は、学校を分与の対象としていなかったが、同年一月一六日に同規程は次のように改正され、「学校」が加えられた。¹⁰⁾

陸軍省令第二十四号（一八九五年一月一六日）

明治二十八年陸軍省令第十六号陸軍戦利品整理規程第三条第一項中「軍隊」ノ下ニ「学校」ノ二字ヲ追加ス

学校にも分与してほしいとする意見は早くから存在した。陸軍戦利品整理規程が制定されて五日後の九五年八月一五日付け『大阪朝日新聞』は「戦利品中通常物品は前号に掲げし戦利品整理規程に見ゆる如く、帝室に納むる物の外、陸軍の各集会所其他神社仏閣に分与して公衆の縦覧を許す筈なるが、猶、各高等中学校、各府県尋常中学校

及び尋常師範学校等にも分与して国民教育の資料に供すと云ふ」と報じている。続いて九五年八月二七日付け「時事新報」は「戦利品整理規則分配品中には、市立小学校なかりしを以て、過日来分与すべしとの議論もありたる由なるが、昨日（八月二六日、私記）の戦利品整理委員会にて種々討議の末、売却品の内を以て全国各小学校へも分配することに決したるよし」と報じている。学校への分与は、整理委員会では八月下旬に決定していたが、規程に追加されたのは十一月一六日であった。

学校が加わったことから分与の必要量が増加した。九五年九月二日付け『大阪毎日新聞』は、「大中小学校」へ分与することになった結果、「其筋にては其等の数を取調べたるに、仏閣のみにては其数二十萬に及び、神社の数も十萬を下らず、之に大中小の各学校を加へなば数十萬の多きに及び、如何に許多なる戦利品も軍用に適するもの、又は諸官衙に使用すべきものを除かば、迎も遍ねく分配する能はざるより、其筋にては更らに詮議の末、分配品目を定めて之を当該監督官庁に分配し、其官庁をして適宜分配せしむる筈なりといふ」と報じている。『大阪朝日新聞』はこの記事を九月三日付けで報じている。つづいて九月八日付け両新聞は、整理委員会が決定したという「配与手続」を次のように報じている。

陸軍臨時戦利品整理委員会にては、今回左の如く分配手続を定めたる由なれば、各神社仏閣学校等にして戦利品下付企望の者は夫々出願すべしとなり

一 神社仏閣に下付すべき戦利品は内務省社寺局に於て取扱はしむること

一 公私立学校中府県立学校には戦利品整理委員会より直接に府庁県庁に送付し、文部省直轄の学校の分は文部省に於て取扱ふこと

この報道は、『大阪毎日新聞』では本社に向けて打電した電信が「九月六日午後六時二十五分東京発」となっている。九月六日の決定と思われる。分与手続きは、この段階では(一)下付は出願によるとし、(二)その扱いは神

社・寺院分は内務省社寺局扱い、(三)学校分のうち府県立学校分は府県扱い、文部省直轄学校分は文部省扱い、とした。小学校に触れていないのは、数量上の問題で配付範囲が見通せなかつたためと思われる。

2 分与方針の確定

日本国内における戦利品の主要な集積地は、東京の砲兵第一方面本署・工兵方面東京本廠、砲兵第一方面名古屋支署、大阪の砲兵第二方面本署・工兵方面大阪本廠、砲兵第二方面広島支署、馬関の野戦首砲廠と呉の八カ所であつた。¹²⁾このうち最も多く集積してゐたのは馬関の野戦首砲廠であつた。このほか被服類が東京の陸軍被服廠に集積されてゐた。整理委員は、各集積地から送られた目録を基に九五年九月初旬から一〇月初旬にかけて、集積地の現物調査を行っている。

¹³⁾九月初旬に東京分の調査を終えた整理委員は、九月一〇日に大阪に来て、砲兵第二方面本署分の調査を行っている。¹⁴⁾一四日には馬関に向い、二五日に大阪に帰つてゐる。

過日当地（大阪、私記）を経て広島、馬関に向ひし河野工兵中佐、山田歩兵少佐、東騎兵少佐、檜岡砲兵大尉等は昨日午前当地まで帰りたり、右に就き伝聞するに、一行は広島、馬関に於ても当地砲兵第二方面本署にてなしたる如く、兵備品とすべきもの、学校、社寺、博物館等へ分送すべきもの等夫々標札を附して区分したり、他日之を兵備品に編入し或は分配するに就きては、陸軍大臣より何分の達あるべく、又危険の虞ある各種弾薬及び火箭の類は兵備品となし置きて、学校等へは分配せざる都合なりといふ、今回の当地滞留は兩三日にて、其後砲兵第二方面本署に送られる戦利品を整理し、夫より帰京の途に上り、途中名古屋に立寄りて戦利品の整理をなすべしとなり

九月二六日付け『大阪朝日新聞』は、九月二五日大阪に立ち寄つた整理委員の作業動向を右のように報じている。

整理委員の戦利品調査は、二期に分けて行われた。戦利品は、その後も各集積地に送られており、九五年九月三日までに到着した分を第一期とし、それ以後のものを第二期とした。¹⁵第二期は遼東半島からの後送分と台湾全体分であった。分与の対象となつたのは第一期分であった。¹⁶

第一期の調査がほぼ終了した九五年一月中旬、整理委員会は議定を發表し、改めて分与方針を次のように述べている。¹⁷

一 陸軍戦利品の処分は、同戦利品整理規則並に追加規則の定むる所に依り、陸軍省各師団用を除くの外皇室に献納し、或は博物館陳列場神社仏閣学校等に下付する事

一 神社仏閣等に下付一切の手続は、之を各府県知事に一任し、其府県管内の神社仏閣其他に下付せしむる事

一 神社仏閣等に下付するの方針は、成るべく公衆の觀覽に供せらるべき場所なると、其永久保存に耐ゆるの見込ある者に下付する事

一 学校中、一般女子学校の如きは尚武の思想を喚起せしむるの切要ならざるを以て、之が下付を為さざる事

一・三項は、これまでに發表された分与手続きと同じであるが、二項は取り扱いが内務省社寺局から府県知事に變更している。四項では学校について踏み込んだ方針が示されている。小学校については、ここでも触れていないが、のち九五年一二月二四日付け『国民新聞』は、その決定を次のように報じている。

陸軍省より紀念として全国各学校へ分与さるべき陸軍戦利品は、初め総ての各学校に分配する予定なりしが、小学校数幾萬に上るを以て、尋常小学校は之を除き、小学校は単に高等小学校のみに分与することと定めたりと云ふ

これが整理委員会の最終分与方針であった。学校が加わつたことから必要量が増加し、配付範囲の確定に手間取つたことが知られる。しかし、実態は各府県でこのように実施されたとは限らなかつた。

3 分与事務の開始

学校・神社・寺院・陳列場等への配付を一括する各府県への発送事務が始まったのは、後述する長野県行政文書から判断して、一八九五年一月一〇日である。

整第四七号

明治廿七八年戦役陸軍戦利品中、本年之陸軍省令第十六号陸軍戦利品整理規定第三条ニ據り、貴管内ノ陳列場諸学校神社仏閣等へ分与可相成分ハ、目録ヲ添へ貴庁へ宛御送附候条、貴庁ニ於テ適宜御分与相成候様致度、尤モ右分与之為メ運搬費ヲ要シ候節ハ、規証書ヲ以テ陸軍省へ御請求相成候得者、同省ニテ支払方可取計筈ニ有之候、右御承諾之有無至急電報ヲ以テ御答相煩度、此段及御照会候也

明治廿八年十一月十日

陸軍戦利品整理委員長黒瀬義門

長野県知事浅田徳則殿

この通牒は、陸軍省用箋を用いた蒟蒻版印字で、宛先の県知事名だけが筆書きになっているので、同通牒が各府県知事宛に発送されたと思われる。内容を要約すると、(一)整理規程第三条に基づき貴管内の陳列場・学校・神社・寺院等へ分与すべき分は、目録を添えて貴庁宛送付するので、貴庁において「適宜」に分与して欲しい、(二)分与に要する運搬費は陸軍省において負担する筈である、(三)右、承諾の「有無」を至急電報で回答して欲しい、というものである。同通牒を受けた長野県は、一月一二日午前一一時一〇分、整理委員長宛に次のように「承諾」を打電している。

本月十日整第四七号ヲ以テ御照会ノ戦利品分与ノ件承諾ス

こうした手続きによって府県知事の承諾を得た後、発送の運びとなり、一二月九日以降、各集積地から発送を始

めている。

整第六五号

明治廿七八年戦役ノ戦利品中、別紙ノ品数、貴庁へ宛テ及御送付候間、陸軍戦利品整理規程第三条ニ依リ、貴管内ノ陳列場諸学校（文部省直轄ノ学校ハ除ク）並ニ神社仏閣等へ適宜御分与相成度、此段申進候也

追テ現品ハ東京大坂馬関等ヨリ回送ノ筈ニ付、到着ノ上受領証御差回相成度、又品目員数ハ、實際現品発送ニ当リ多少変更ヲ来シ候哉モ難計候間為念申添候也

明治廿八年十二月九日

陸軍戦利品整理委員長黒瀬義門印

長野県知事浅田徳則殿

同通牒は、さきの「整第四七号」と同様に陸軍省用箋を用いた蒟蒻版印字で、宛先の知事名だけが筆書きになっている。私が確認したかぎり同通牒は、長野県行政文書のほか京都府・埼玉県行政文書にもみられる。京都府の文書は写である。埼玉県の文書は同じく蒟蒻版印字であるが、知事名とともに「九日」の日付が筆書きになっており、そのため府県により日付に若干の違いがあるのではないかと思われたが、一二月九日であることは、後発した次の整理委員長・委員諸通牒（いずれも蒟蒻版）によつて確認できる。

整第八六号

昨廿八年十二月九日附整第六五号ヲ以テ、廿七八年戦役陸軍戦利品々目員数表相添へ貴管下へ分与之儀、御依頼旁御通知候処、其后尚ホ下賜相成度趣ヲ以テ、願書等御差出相成候向モ往々有之候、然ルニ右ハ今回分配致候数ノ外、目下他ニ余数トテハ無之、且貴管下へノ分与ハ文部省直属学校ヲ除クノ外、凡テ貴庁ニ御一任致候次第ニ付、右様御承知相成度、為念此段申進置候也

明治廿九年一月廿二日

陸軍戦利品整理委員長黒瀬義門印

埼玉県知事男爵千家尊福殿

追テ是迄戦利品下賜又ハ拝借ニ関シ、当省へ到達シタル願書□^(及カ)其他□^(フカ)書面ニ対シテハ、一々指令回答等無之
筈ニ候間□^(左カ)様御□^(承カ)知相成度候也

また、

整第九五号

昨年十二月九日整第六五号ヲ以テ、明治廿七八年戦役戦利品御分与可致旨御通知ニ及、其後各所在地ヨリ夫々御送附為致候ニ付、漸次御受領ノ事ト被存候、然ルニ彈丸銃器等ノ如キハ十分検査ヲ遂ケ、危険無之様注意ノ上、発送為致置候得共、員数夥多ノ事故、萬一火薬等填実シアルヤノ疑モ有之候者、御発見相成候得者、斯道ニ経験アル者ニ就キ、可然御取扱相成候様致度、此段為念申進置候也

明治廿九年二月六日

陸軍戦利品整理委員印

埼玉県庁御中

これらの通牒から、さらに分与について次のことがわかる。(一)発送にさいしては、品目・数量を記した目録が送付され、(二)現物は東京、大阪、馬関等の集積地から分送されていること、(三)分与にさいして配付を受けたいとする希望者が現れたこと、(四)しかし分与は用意したものでだけで、余分はないので、配付は各地方長官に一任したこと、(五)すでに提出された下付願書については差し止めとし、一切指示回答は行わないとしたこと、等である。

右の(四)の措置から、配付は府県によってある程度の違いが予想される。では府県ではどのように処理したのであ

ろうか。以下、いくつかの府県状況をみてみたい。

三 府県における配付状況

1 大阪府の状況

一八九五年一月二七日付け『大阪朝日新聞』によると、整理委員会から大阪府への分与は被服類を除き「種類七十余、点数七百余」といわれ、このうち大阪の砲兵第二方面本署からの発送分は既に大阪府庁に到着したという。つづいて九六年一月二四日付け同新聞によると、到着した砲兵第二方面本署発送分は四一品目で府庁において保管されており、東京の砲兵第一方面本署分、馬関の野戦首砲廠分が到着次第、神社・寺院・学校等に配付する予定で、すでに到着分のうち二十冊米突白砲一門は四條畷神社に献納する予定であるという。つづく東京、馬関からの分も二月一二日ごろから到着しはじめ、三月二五日ごろにはすべて到着した。²¹⁾

この間、到着分のいくつかは九六年三月七・八日に中之島公園で行われた「陸海軍人死者招魂祭」の会場に陳列された。その主なものは次のとおりである。²²⁾

古式前装滑膛砲、六斤山砲車輪、二十一冊米鉛套榴弾、エンピール銃、方匙、角匙、雷管打銃、ヘンリー連発銃、レミントン単発銃、火繩銃、大長元込銃、エンピール騎銃、ウキンチェスター銃、モーゼル連発銃、マルチニー銃、アルミニー銃、モーゼル銃、スペンセル銃、無名銃身、隔縁電線、クルップ山砲、鞍、矢、長柄刀、軍服、円匙、鏡、三角劍、兜、鎗、大刀、三叉鎗、軍帽、青龍刀、幕、軍旗、二十冊白砲、地雷管、六冊開花弾、彈巢帯、地雷箱等

この招魂祭は、第四師団管内の出征軍人戦病死者のために、大阪市、東成・西成二郡の官民有志によって行われたものである。²³⁾ 第一日は神式、第二日は仏式で行われた。²⁴⁾ 余興として煙火、音楽、相撲、撃劍、能狂言があり、同

時に両日にわたり戦利品縦覧も行われた。²⁶戦利品陳列の様子を伝える三月八日付け『大阪毎日新聞』は、「戦利品の陳列は来会者の感情を動かして坐ろに遼東の害天を偲ぶ者も多(かった)」と述べている。

大阪府が配付を開始したのは九六年三月下旬で、四月一三日に発送を終えている。²⁶『明治二十七八年日清戦史』第八巻が「整理」をほぼ完了した時期を九六年三月としているのは、整理委員会が府県等への発送を終えた時期を指しており、府県での配付はそれ以降に行われている。九六年四月二日付け『大阪朝日新聞』は府下の配付先を報じており、二〇九カ所、七四〇点を記している。表2のとおりである。

大阪府では、配付先は指示されたとおり神社・寺院・学校・博物館・陳列所であった。神社では官幣社(別社一を含む)八、府社六、郷社二二に配付している。一八九六年大阪府下の神社数は、官幣社八、府社六、郷社六七、村社一〇〇九、無格社一九〇二であるので、²⁷官幣社・府社の全部と郷社の約三三%に配付したことになる。学校では中等学校・高等小学校を重点に、一部で尋常小学校にも配付している。一八九六年の大阪府管下の公立学校数は(各種学校は除く)は尋常師範学校一、尋常中学校五、医学校一、農学校一、商業学校一、高等女学校一、小学校は高等小学校四〇、同分校二、尋常高等小学校三〇、尋常小学校三八八、同分校四²⁸であるので、高等小学校以上の全学校と尋常小学校の約一〇%に配付したことになる。この約一〇%に当たる尋常小学校三九校は大阪市立の学校と推定される。同年大阪市立尋常小学校は三九校であり、今日、旧尋常小学校の範囲ではこの旧大阪市立尋常小学校から「受領」が確認できても、それ以外からは確認出来ないからである。かつて私にとつて疑問の契機となった小学校における受領の有無は、いま思えば高等小学校・市部尋常小学校と郡部尋常小学校の違いによるものであったことが知られる。²⁹

大阪府では、高等女学校にも配付されている。九五年一月、整理委員会が発表した分与方針では、「女子学校」に対しては「尚武の思想」を喚起させる必要はないので分与しないとしていたが、配付が府県知事に「一任」

表 2 大阪府における戦利品配付先

配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量
別格官幣社四條隠神社	30	郷社野身神社	2	郷社難波神社	3	家原寺	2
官幣大社枚岡神社	7	郷社伊居太神社	2	郷社御津神社	4	松尾寺	2
官幣大社大鳥神社	6	郷社恩智神社	2	郷社御霊神社	7	妙心寺	3
官幣大社住吉神社	10	郷社美具久留御魂神社	2	郷社大江神社	1	觀心寺	3
官幣大社生国魂神社	7	郷社感田神社	2	中央寺	1	妙徳寺	2
官幣中社水無瀬神社	7	郷社岸城神社	2	南宗寺	4	剛林寺	2
別格官幣社阿部野神社	7	郷社片笠神社	2	金剛寺	3	安禪寺	2
別格官幣社別社豊国神社	9	郷社土師神社	3	養壽院	1	安弘寺	2
府社高津神社	3	郷社菅原神社	4	慈眼寺	1	三蔵寺	2
府社座摩神社	6	郷社茨木神社	4	七宝瀧寺	2	神明寺	2
府社天満神社	7	郷社高宮神社	3	南之坊	2	神峯山寺	2
府社菅田神社	3	郷社玉造稻荷神社	4	長谷寺	2	叡福寺	2
府社泉穴御神社	3	郷社百舌鳥神社	3	勝軍寺	2	瀧安寺	2
府社男神社	3	郷社露天神社	4	和光寺	2	不動院	2
※天照御魂神社	2	郷社澁川神社	2	高貴寺	2	瑞龍寺	2
郷社八阪神社	2	郷社志紀長吉神社	4	久米田寺	3	鳳林寺	2

中社・祭社「呂宋舞」の祭舞舞日

配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量
妙法寺庵	1	月西紅院	2	大仙寺	2	農学校	11
延命寺	2	久福安寺	1	慈眼寺	2	商業学校	11
法善寺	1	一心佛心寺	2	大福院	1	高等女学校	11
勝尾寺	2	大念天王寺	4	尋常師範学校	16	高等小学校 (分教場とも) 71校	各3
施福寺	2	四天王寺	5	第一尋常中学校	14	尋常小学校39校	各1
紅谷庵	2	太融寺	5	第二尋常中学校	13	博物場	50
高倉寺	2	法照寺	5	第三尋常中学校	13	商品陳列所	30
来迎寺	2	大廣寺	1	第四尋常中学校	13		
於寺	1	寒山寺	1	第五尋常中学校	13		
			2	医学校	12	計	209箇所 737点

注 ※天照御魂神社は新屋坐天照御魂神社(郷社)の誤記と思われるが史料のままにした。数量の合計は740点となるが史料のままとした。各配付の品名は不明。『大阪朝日新聞』1896年4月21日により作成。神社名・学校名の誤植は修正し、神社の社格は『大阪府神社史料』(大阪府、1933年)により補足した。

されたことから、府の判断によって配付されたものと思われる。しかし、大阪府がどのような判断のもとで配付先や数量を決定したのか、現在のところ不明である。

2 埼玉県の状況

現在、埼玉県立文書館には、埼玉県に分与された戦利品を県下の学校・社寺に配付した文書が所蔵されている。³⁰⁾ 整理委員会が全国の府県にあてた文書も含まれており、整理委員会の動向の一端も知られる。

整理委員会は各府県への分与にさいし、九五年一月九日付け「整第六五号」と同時に「別紙」として品名・数量を記した分与目録を送付したが、埼玉県に送られた目録をみると、目録も通牒と同じく蒔莢版印字で、一丁が二行三段組みの紙面に品名が二丁前半の第三段七行目まで印字されている。印字された品目は八九である（表3）。目録の冒頭に筆書きで「埼玉県渡シ」と記され、品名ごとに筆書きで数量が記され、数量の右肩に東京、大阪、馬関の発送地が、朱印（東京）、黒印（大阪）、無印（馬関）で表示されている。八九品目のなかには送付該当のない品目もあるので、この八九品目が各府県に分与されたほぼ全品目であったと思われる。ほぼ全品目というのは、埼玉県ではこの八九品目の後に筆書きで若干の追加があるからである（表3注3参照）。この目録の記載形式は長野県・京都府でも確認できる（ただし京都府分は写）。品目・数量を長野県・京都府分と対比して整理したのが表3である。ここから『明治二十七八年日清戦史』第八巻附録第一一九の陸軍戦利品整理員数表（表1）が記す「品目」の内容が具体的に知られる。

現物は整理委員会の指示に基づき、集積地から運送業者によって送られている。送付には送達証が添付され、品目・数量を記した目録の外に、荷造り個数、運送業者名等も記されている。埼玉県では大阪の砲兵第二方面本署、馬関の野戦首砲廠から各一回、東京の工兵方面東京本廠・砲兵第一方面本署から各一回、東京の陸軍被服廠から二

品目	数			品目	量		
	埼玉県渡シ	長野県渡シ	京都府		埼玉県渡シ	長野県渡シ	京都府
蹄	—	—	—	常	○	○	○
弓	—	—	—	彈	○	○	○
門	●	1	1	前	○	○	○
	34	41	28	帳	○	○	○
旗	6	8	5	外	○	○	○
	1	—	1	袴	—	○	—
斤	—	○	—	襦	○	○	○
	—	1	—	附	○	○	○
野	○	○	○	山	○	○	○
	○	○	○	砲	○	○	○
軍	○	○	○	結	○	○	○
	○	○	○	揚	○	—	○
軍	○	○	○		1		1
	○	○	○				
袴	○	○	○				
衣	○	○	○				
袴	○	○	○				
衣	○	○	○				
袴	○	○	○				
衣	○	○	○				
袴	○	○	○				
衣	○	○	○				

注1. 数量欄の○印は東京（原表では朱印）、●印は大坂、無印は馬関からの送付を示す。

2. 1) 鞆革の箇所に「背革 ー」と記す。2) レミントン連発銃の箇所に「七册半阿式口装砲 平安神宮へ献納ノ見込 ●ー」と記す。3) ヘンリーマーシャルチー騎銃の箇所に「十二册阿式口装砲（船用）豊国社献納ノ見込 ー」と記す。4) スカルホウア銃の箇所に「スペンセル銃 ●ー」と記す。5) シヤヌホウ単発銃の箇所に「雷管打銃 ●ー」と記す。6) 軍馬袴の箇所に「旧式異形砲架（前車共）ー」と記す。7) 鞍籠の箇所に「平釜 ●ー」と記す。

3. 追加分として埼玉県には、以下の品目・数量を記す。廿册白砲●1、ポルシヤル銃1、水雷火用瓶●1、ビーボーチ銃4、鎗旗竿三又4、廿一册米鈎套榴弾1、廿一册米鈎尖銃弾1、十二册米榴霰弾1、十五册米無帯三溝榴弾4、アウゼル銃8、短袴○数量不明、軍衣○4、無袖衣○10、モーゼル銃○1、六册装弾○1。長野県・京都府の追加分は省略する。

4. 出典は本文の注(9)(30)(35)と同じ。

回送られている。県は各受領ごとに受領書を送付しているが、送達証に記された品目・数量と現物が一致せず、また整理委員会から送られていた目録の品目・数量と現物が一致せず、さらに集積地からの送付に変更があるなど、事務は複雑を極めたようである。この状況は後述する長野県においてもみられる。

埼玉県では、受領は九六年二月上旬から本格化し、三月一三日の陸軍被服廠分の到着で終了している。若干分は未着のまま終わった。

県下の学校・社寺への配付事務は、九六年三月一三日から始まった。担当は内務部第三課（学務・勸業・兵事・社寺・戸籍）の兵事係であった。

三月十四日送達

明治廿九年三月十三日

起草主任属（氏名、略）[㊦]

知事（代理書記官）内務部長決裁[㊦]

主査[㊦]

第三課長[㊦] 学務主任[㊦]

社寺主任[㊦]

戦利品分与之儀ニ付伺

陸軍戦利品整理規程第三条ニ依り学校社寺等へ分与ノ戦利品到達済ニ付テハ別表之通配当可相成哉

学校社寺へ達接

丙第一一四号

尋常師範学校

第一・第二尋常中学校

氷川神社

明治廿七八年戦役ノ戦利品、紀念ノ為メ、別紙ノ品数分与候条、永久之ヲ保存シ置キ、適宜公衆ノ縦覧ニ供スヘシ

但、現品到達ノ上ハ領収証差出スヘシ

明治廿九年三月

知事

丙第一一五号

入間高麗郡役所

比企横見郡役所

秩父郡役所

北埼玉郡役所

南埼玉郡役所

北葛飾中葛飾郡役所

明治二十七八年戦役ノ戦利品、別紙ノ品数分与候条、紀念ノ為メ、其郡内学校又ハ社寺ノ内、最適当ナル一ヶ所ニ備ヘ、永久之ヲ保存シ、適宜公衆ノ縦覧ニ供スヘシ

但、現品到達ノ上ハ領収証差出シ、又備置キノ校名若クハ社寺名ヲ報告スヘシ

明治廿九年三月

知事

配付先は右の一カ所である。文中「別紙」に記された品数は計六四品目で、その数量九八四点を配付先別に整理すると、表4のとおりとなる。大阪府では、配付は多数の社寺・学校に分散していたが、埼玉県では郡役所管轄単位に各一カ所に集中している。一カ所のうち、県が具体的に配付先を指示したのは、通牒「丙第一一四号」の

表 4 埼玉県における戦利品配付先

配 付 先	配当数量	受領数量 (年 月 日)	保 管 場 所
埼玉県尋常師範学校	1 2 0	1 2 0 ('96. 3.23)	} 配付先と同じ。
埼玉県第一尋常中学校	1 0 3	1 0 3 ('96.11. 8)	
埼玉県第二尋常中学校	1 1 3	1 1 3 ('96.11.27)	
官幣大社氷川神社	9 7	9 7 ('96. 3.24)	
官幣中社金鑽神社	8 6	8 8 ('96. 4. 4)	
入間高麗郡役所	8 4	8 4 ('96. 3.19)	
比企横見郡役所	8 1	8 1 ('96. 6.18)	
秩父郡役所	7 9	7 9 ('96. 4. 4)	
北埼玉郡役所	7 6	7 6 ('96. 6. 2)	
南埼玉郡役所	7 4	7 4 ('96. 3.30)	
北葛飾中葛飾郡役所	6 9	6 9 ('96. 6. 5)	葛飾高等小学校
_____	9 8 4	9 8 4 _____	_____

注 郡役所名は「埼玉県下国界変更及郡廃置法律」が施行された1896年4月1日以前の名称。数量の品目内訳は略。配当数量の合計は982となるが史料のままとした。出典は本文の注脚と同じ。

資料・資料の「品」[品]の「品」

尋常師範学校（北足立郡浦和町）、第一・第二尋常中学校（北足立郡浦和町・大里郡熊谷町）、官幣大社の氷川神社（北足立郡大宮町）、官幣中社の金鑽神社（児玉郡青柳村）の五カ所である。他の六カ所は通牒「第一一五号」により各郡役所の判断で決定されたところである。

配付は九六年一月に終了した（表4）。県からの発送日は、荷造りが九六年三月一日に行われているので三月二〇日頃と推定されるが、受領および保管場所の確保に時間を要した学校や郡があった。五月二十八日、県は比企・北埼玉・北葛飾郡役所宛至急に受領証の送付と保管場所の報告を行うよう督促している。督促を受けた比企郡長は六月一八日付けで受領証と保管場所の報告書を提出している。同報告書は、保管場所の選定に触れ「該品備置ノケ所、他ニ適当ノ場所無之ニ付」記載の箇所に「付与」したと記している。二つの尋常中学校の受領が、ともに一月になっているのは、両校の開校が九六年一〇月で、それまでは学校所在地管轄の北足立郡役所、大里郡役所で保管されていたためである。

受領後、保管場所でのように保存されたのか。南埼玉郡鷲宮村鷲宮神社に保管が決定した南埼玉郡分の戦利品保存方法書には次のように記されている。

戦利品ハ目録ヲ製シ社殿ニ陳列シ、第一回ノ縦覧ヲ許シタル後、木製長持ニ納レ置キ、毎年三月中十日ヲ限り、一回ツ、公衆ノ観覧ニ供シ、尚八月ニ至リ其月晴天ヲ撰ビ当村（鷲宮村、私記）役場吏員立会ノ上、目録ニ照合シ、大気ニ晒シタル後、又長持ニ納メ社殿ニ置クモノトス

鷲宮神社が受理した七四点（表4）の内訳は、モーゼル銃一挺、ゲベル銃七挺、アルミニー銃一挺、エンピール銃四挺、擲銃一挺、六斤山砲榴弾一五個、箭三本、軍刀及劍一本、三角劍八本、劍鞘一本、旗一旒、彈藥帶三本、帶金物一個、角匙一個、七冊米克式榴弾一個、軍衣九枚、軍袴五枚、常衣七枚、袴下一枚、無袖衣一枚、前垂一枚、常袴一枚である。平素は長持に入れて社殿で保管し、毎年三月の一〇日間、社殿において陳列し、公衆の観覧に供

す、というものである。

以上が埼玉県における配付状況である。一カ所に集中した配付状況は、分散配付の大阪府とは対照的である。

3 愛知県の状況

一八九六年一月一日付け『扶桑新聞』によると、同年一月一三日、愛知県は整理委員長から第一回の戦利品の送付を受け、一日、名古屋市門前町の博物館に陳列し、一日から公衆の縦覧を許し、縦覧終了後は知事の「指定」によって神社・仏閣・県立学校に配付する予定としている。続けて同紙は第一回到着品として次の品名を記している。

軍刀及剣（支那製）十五振、七珊米突半克式榴弾三個、八珊米突同上二個、方匙七挺、鋸一挺、地雷箱一個、隔縁電^{総脱カ}三條、鉄製地雷壺拾個、七珊米突半阿式口装砲（船舶）一門、ウキンチェスター銃五挺、レミントン単発銃二挺、ヘンリーマルチニー銃一挺

このうち七珊米突半阿式口装砲（船舶）一門は熱田神宮へ献納する筈と記している。続いて二月二四日に第二回分（大砲二門、小銃彈丸類および劍鎗六六個）が到着し、三月二日に第三回分（砲兵第一方面本署送付分のモーゼル銃七挺、モーリー銃一挺、エンピール銃五八挺、同騎銃五挺）が到着、一日を過ぎて被服類（軍服数十点）が到着し、四月七日に第四回分（大砲一門、小銃数十挺、彈丸数個）が到着している^(註)。到着品は第二回以降も博物館で陳列されていた。

陳列の傍ら整理を進めていた県は、七月五日ごろから郡市役所を通して配付している。七月四日付け『扶桑新聞』は、「郡市著明^{マツカ}の社寺及び県立各学校へ配布の取調」が完了したので、「一兩日中」に郡市役所を経て下付する筈と報じている。配付の全容は明らかでないが、同日以降の『扶桑新聞』によると、七月九日ごろ第一尋常中学校

表 5 名古屋市 (名古屋市役所扱い) における戦利品配付先

配付先	品名・数量	配付先	品名・数量
名古屋商業学校	鉄製地雷産2、隔壁電線1、モウゼル銃1、軍旗1	宝生院 (門前町)	克式廿一冊米突鉛套榴弾1、常衣1
市立高等女学校、高等・尋常小学校	31校へ各1 (各目品不明)	本願寺別院 (門前町)	六斤山砲榴弾1、常衣1
私立武揚学校	擡槍1、モウゼル銃1、軍旗1	東本願寺別院 (下茶屋町)	七冊米突克式榴弾1、袋下 (数量不明)
県社須佐之男神社 (茶屋町)	銃槍1、軍旗1	建中寺 (筒井町)	ウイットトル榴弾1
県社東照宮 (茶屋町)	青龍刀1、軍旗1	大龍寺 (新出来町)	七冊米突克式榴弾 (数量不明)
県社若宮八幡社 (末広町)	軍刀1、軍旗1	長久寺 (長久寺町)	五冊米突克式榴弾 (数量不明)
郷社泥江縣神社 (袋町)	七冊米突克式榴弾1、太陽障1	政秀寺 (矢場町)	ウイットトル実弾1
郷社日置神社 (下日置町)	鉄製地雷産1、常衣納入1	聖徳寺 (富沢町)	ウイットトル実弾1
郷社朝日神社 (栄町)	六斤山砲榴弾1、常衣1	長栄寺 (宮出町)	三角剣 (数量不明)
七ツ寺 (門前町)	克式十五冊米突無帯三溝榴弾1、常衣1	法華寺 (小川町)	ウイットトル実弾 (数量不明)
		万松寺 (裏門前町)	六斤山砲榴弾1

注 『扶桑新聞』1896年8月4日・7日による。誤植は修正し、神社の社格は『名古屋市史』社寺編 (名古屋市役所、1915年) により補足した。

に鑄鉄砲身（車とも）、モーゼル銃、軍旗、軍衣袴が送られ、一六日ごろに海東郡役所が銃、弾丸、軍服等一九種九〇余点を受け取り、三〇日ごろ北設楽郡役所に「郡内各高等小学校」に配付される予定の七種二九点（軍服長袴二、単発元込銃一五、榴散弾二、方匙一、劍五、帯皮二、矢二）が送られている。³²各都市のうち、配付先と品目の全容がわかるのは名古屋市分である。県から送付を受けた名古屋市役所は七月五日と八日に配付しており、その内容を整理すると、表5のとおりとなる。一八九六年の名古屋市における神社は県社三、郷社六、村社・無格社七七、寺院は二六三、市立学校は商業学校一、高等女学校一、小学校（尋常・高等小学校を含む）二七であるので、配付先は社寺では一部であるが、学校では中等学校・小学校（尋常小学校を含む）の全校であったようである。市立高等女学校は九六年六月の開校であるので、開校早々の受領であった。私立武揚学校は各種学校で名古屋市東外堀町の陸軍士官予備校である。³³

愛知県における配付状況は、名古屋市その他の状況から考えて、ほぼ大阪府の状況と同じであったように思われる。

4 長野県の状況

配付先の選定が、どの段階で、どのように決定されたのか。右の三府県の事例ではいずれも不明である。一八九五年九月八日付け『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』が伝えた整理委員会が決定したという「配付手続」から、配付は請願によるものとも思われたが、九六年一月二二日付け「整第八六号」の追而書や埼玉県の事例からは、請願によったとは言い難い。

現在、長野県立歴史館には長野県の戦利品配付に関する一件文書が所蔵されている。³⁵同文書から、右の三府県の事例ではいま一つ明確でない配付先の選定を含む同県の配付事務の全容がとらえられる。

長野県が一八九五年二月九日付け通牒「整第六五号」と分与の目録を受領したのは二月二一日である。同目録による「長野県渡」は七〇品目、一一三二点であった(表3)。同県での配付作業は九五年二月一九日に始まり、事務は内務部第一課(庶務・議事)が担当した。

乙天第八二三号

施行十二月廿三日

明治廿八年十二月十九日受

第一課主任属(氏名、略)㊦

知事決裁㊥

第一課長㊥

内務部長決裁㊥

課僚㊥

第三課長㊥

学務掛㊥

戸籍掛㊥

戦利品分与ニ付学校并社寺取調方照会ノ件

各郡長宛

内務部長

明治廿七八年戦役ノ戦利品、今回陸軍戦利品整理規程第三条ニ依リ、学校并神社仏閣へ下付可相成之處、限アル品数ヲ以テ、管内普ク分与相成兼候ニ付、其郡内最寄重立タル小学校并ニ神社仏閣ニ就キ、二校乃至五校及二三社寺御取調、至急御内申相成度、命ニ依リ此段照会候也

同示達は、準備作業として各郡長に対し、配付先選定のため「郡内最寄重立タル小学校并ニ神社仏閣」の内申を命じるものである。同県は一六郡である。これを受けた各郡長は数校、数社寺の範囲で上申している。たとえば南佐久郡長の報告は次のとおりである。

戦利品御下附之箇所ニ付内申

明治廿七八年戦役ノ戦利品、学校并神社仏閣へ御下付可相成ニ付、其箇所取調内申スヘク旨、内務部長ヨリ照会ニ付取調候処、左記之学校及社寺ハ郡内重立チタルモノニシテ、保存方ニモ差支ナキモノト被認候条、御詮議相成度、此段内申候也

明治廿八年十二月廿七日

南佐久郡長吉松集躬印

長野県知事浅田徳則殿

野澤村野澤尋常小学校

田口村田口尋常高等小学校

中瀬村中込尋常小学校

白田村白田尋常小学校

平賀村平賀尋常小学校

岸野村岸野尋常高等小学校○

(兼野朱印)

田口村郷社新海三社神社

北牧村大字豊里郷社諏訪_{下上}社

前山村曹洞宗貞祥寺

各郡長の報告書は、早い郡では翌日の一二月二四日に、遅い郡でも二七日に提出されているので、それほど難しい選択ではなかったようである。しかし郡では県側の採択に甲が選ばれ、乙が漏れるという選択には戸惑いがあったようである。報告書には、内申の学校・神社・寺院名を記すと同時に、末尾に「逐テ左記学校社寺ノ内、彼レニハ分与、是レニハ分与不相成様ノ儀有之候テハ取扱上不均衡ノ嫌モ有之候ニ付、其辺御容含ノ上、御取計相成度、

特ニ申添候也」(南安曇郡)、「前記小学校ハ何レモ 御真影ヲ奉戴致シ居候学校ニ有之、又社寺ハ郡内重立タル者ニモ有之、且地理ノ上ヨリ最寄配当ノ都合モ斟酌候義ニ付、必ス御下付相成候様希望致候」(上伊那郡)と追記するものもあつた。

長野県は、こうした郡長の内申に基づき選定している。現在保存されている郡長の報告書をみると、いくつかの学校・社寺に筆頭朱印が押されている。さきの南佐久郡長報告にみられる「岸野村岸野尋常高等小学校」に押された印がそれである。この押印は南佐久郡・小県郡・上伊那郡で各一校、東筑摩郡・上高井郡で各一社、諏訪郡で二社、下伊那郡・西筑摩郡・更級郡で各一カ寺、北佐久郡で三カ寺、埴科郡で四カ寺、下高井郡で一社・二カ寺にみられる。押印後抹消されたものもある。これらを選定された学校・社寺と比較すると、この押印は県において審議の対象となつた箇所であることがわかる。選にもれたのは三校、五社、一一カ寺である。県は、この間の選定方法を次のように説明している。

配当ヲ行フ亦最モ慎重ニ且適実ナラズンハアラズ、此ニ於テカ(中略)予メ郡長ニ其趣ヲ移牒シ、各管下ニ就キ下付相当ト認ムル学校社寺等ヲ撰定シ答申センコトヲ依嘱シ、之ヲ得テ以テ第一ノ材料ニ充テ、更ニ各郡面積ノ広狭人口ノ寡多ニ比較シ、尚進ンテ其学校社寺等ノ位置ト資格トヲ考案シ、又局外者ノ意見ヲモ參酌シ、此間努メテ彼此ノ權衡ヲ失セサランコトヲ期(ス)

長野県では、こうした選定を経て、九六年三月一九日、県が独自に選定した中等学校等九カ所を合わせて一二九カ所に各郡役所を通して配付している。表6がその一覽である。配付数量は一〇五三点で、一カ所当り約八点のほぼ均等配付である。一二九カ所の内訳は、学校八二、神社三三、寺院一四で、学校を中心に郡単位に均等配付していることが知られる。大阪府・愛知県の分散配付、埼玉県の集中配付とは異なる形態である。

配付に関する一件文書の中には、一九件(九六年三月一九日以降提出分は除く)の陸軍大臣宛または知事宛の下

表 6 長野県における戦利品の配付先

配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量
南佐久郡 8カ所		豊里殿城尋常小学校	8	飯島尋常高等小学校	8	郷社御鎌神社(三岳村)	8
野沢尋常小学校	9	和尋常高等小学校	8	高遠尋常高等小学校	8	興善寺(福島町)	7
田口尋常高小学校	8	丸子尋常高等小学校	8	中沢尋常高等小学校	8	東筑摩郡 9カ所	
中込尋常小学校	8	浦里尋常高等小学校	8	郷社矢彦神社(小野村)	8	松本尋常高等小学校	9
白田尋常小学校	8	落合高等小学校	8	郷社箕輪南宮社(中箕輪村)	8	埴尻尋常高等小学校	8
平賀尋常小学校	8	県社生島足島神社(東塩田村)	8	龍勝寺(河南村)	8	麻績組合高等小学校	8
郷社新海三社神社(田口村)	7	招徠社(上田町)	9	下伊那郡 8カ所		新尋常高等小学校	8
郷社諏訪上・下神社(北枚村)	8	北向堂(別所村)	8	飯田尋常高等小学校	8	片丘北尋常小学校	8
貞祥寺(前山村)	8	諏訪郡 8カ所		松尾尋常高等小学校	8	県社筑摩神社(松本町)	8
北佐久郡 8カ所		高島尋常小学校	9	伊賀良尋常高等小学校	8	郷社神明社(会田村)	8
岩村田尋常高等小学校	9	下諏訪尋常小学校	8	阿島尋常高等小学校	8	郷社小野神社(筑摩地村)	8
小諸尋常小学校	8	落合尋常小学校	8	神籠尋常高等小学校	8	広沢寺(里山辺村)	8
北御牧尋常高等小学校	8	南大塩尋常小学校	8	郷社大山田神社(下条村)	8	南安曇郡 7カ所	
川西高等小学校	8	宮川尋常小学校	7	郷社阿知神社(智里村)	8	梓組合高等小学校	8
御牧尋常小学校(南御牧村)	8	国幣中社諏訪上社(中州村)	8	開善寺(龍丘村)	8	明盛組合高等小学校	8
招徠社(岩村田町)	8	国幣中社諏訪下社(下諏訪町)	8	西筑摩郡 6カ所		豊科組合高等小学校	8
県社熊野皇太神社(東屯倉村)	8	頼岳寺(永明村)	8	西筑摩高等小学校	9	東穂高組合高等小学校	8
安養寺(三井村)	8	上伊那郡 8カ所		木祖尋常高等小学校	8	県社穂高神社(東穂高村)	8
小県郡 9カ所		上伊那高等小学校	9	駒ヶ根尋常高等小学校	8	郷社住吉神社(温村)	8
上田尋常高等小学校	9	赤穂尋常高等小学校	8	大桑尋常高等小学校	8	郷社洲波神社(南穂高村)	8

史料・資料として「長野県」の戦利品

配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量	配付先	数量
北安曇郡 6カ所		松代高等小学校	8	虫生尋常小学校	8	健甕名万富命 神社 彦神別神社 (太田村)	8
大町尋常高等小学校	9	坂城尋常高等小学校	8	郷社王日神社 (中野町)	8	西敬寺 (飯山町)	7
池田尋常高等小学校	8	郷社坂城神社 (坂城村)	8	郷社小菅八所大神 (瑞穂村)	8	中等学校等 9カ所	
松川尋常高等小学校	8	郷社栗狹神社 (屋代町)	8	泉龍寺 (住郷村)	8	長野県尋常師範学校	11
神城尋常高等小学校	8	郷社祝神社 (松代町)	8	上水内郡 8カ所	8	長野県尋常中学校	10
県社神明宮 (社村)	8	耕雲寺 (南条町)	8	長野尋常小学校	8	尋常中学長野支校	9
大沢寺 (平村)	8	上高井郡 6カ所	9	古牧尋常小学校	8	尋常中学上田支校	9
更級郡 8カ所	9	須坂尋常高等小学校	8	中郷尋常小学校	8	尋常中学飯田支校	9
更級高等小学校	8	綿内尋常高等小学校	8	鬼無里尋常小学校	8	長野県皇典講究分所	9
北原高等小学校	8	小布施尋常高等小学校	8	柴尋常小学校	8	小県蚕業学校	9
下氷鉤高等小学校	8	招魂社 (須坂町)	8	国幣小社戸隠神社 (戸隠村)	8	諏訪美科中学	9
上山田高等小学校	8	郷社高辻神社 (高井村)	8	県社健甕名万富命 神社 彦神別神社 (長野町)	8	上伊那簡易農学校	9
八幡高等小学校	8	郷社小坂神社 (井上村)	7	善光寺 (長野町)	10		
県社武水別神社 (八幡村)	8	下高井郡 8カ所	9	下水内郡 6カ所	9		
郷社佐良志奈神社 (更級村)	7	下高井高等小学校	8	下水内高等小学校	8		
康楽村 (塩崎村)	8	平穏尋常小学校	8	豊井尋常小学校	8		
埴科郡 7カ所	8	木島尋常小学校	8	飯山尋常小学校	8		
屋代高等小学校	8	延徳尋常小学校	8	中曾根尋常小学校	8	計	129箇所1053点

注 第2回配付分 (被服類30着) は含まない。数量の目品別内訳は略。出典は本文の注(8)と同じ。

付願書が綴じ込まれている。出願人は、学校の場合はその設置者である町村長、神社の場合はその氏子総代・社司または社掌である。一九件の内訳は学校が三町村五校、神社が一六社である。寺院は無い。願書は九五年九月から同年一〇・一一月をピークに提出されている。「先般清征之役ニ取得相成候戦利品之義ハ、全国著名之社寺へ御寄付之趣キ、官報新聞紙等ニ據リテ拝承仕候」(更級郡真島村、村社清水神社氏子惣代・社掌、九五年一二月二一日付け知事宛出願)、「征清陸軍戦利品中軍事用品ヲ除ク外、学校神社仏閣等へ御付与相成候旨、今般陸軍省令第二十四号ヲ以テ追加セラレ候ニ就テハ、当高遠町公立高遠尋常高等小学校へ右戦利品中若干御下賜相成度」(上伊那高遠町長、九五年一二月二〇日付け陸軍大臣宛出願)と、出願の経緯を記すものもあり、新聞や『官報』記事をみて出願したものと思われる。しかし、出願がどの程度効果的であったか疑問である。出願のうち、郡長内申のあったものは選定されているが、内申の無いものは選定されていない。整理委員会は、九五年九月八日付け『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』が報じたとおり一時は請願による方法を考えていたが、配付を各府県知事に一任したことから変化したものと思われる。

丙天第四三号

施行三月廿一日

明治廿九年三月十八日受

主任属(氏名、略)㊦

知事決裁㊥

第一課長

内務部長決裁㊤

課僚㊧

戦利品下付願ニ対シテハ一々指令セサル旨通牒案

各郡長宛

内務部長

明治二十七八年ノ戦役ニ於ケル戦利品ニ就テハ、其郡内小学校并ニ神社仏閣等ヲ兼テ其筋及本県へ下付相成度趣ヲ以テ、願書差出候向モ有之候処、右ハ出願ノ有無ニ拘ハラズ処分セラルヘキ者ナルニ由リ、願書ハ其儘止

置カレ候へ共、別ニ々御指令不相成候条其旨御示達有之度、依命此段及通牒候也

本按御決裁済ノ上ハ、各下付願ハ悉皆結局ノ事ニ取計可然哉、併テ相伺候

ひとまず配付を終えた九六年三月二一日、長野県は提出された願書の処理について、右のような通牒を出している。ここには、配付は「出願ノ有無」に拘わらず行われるべきものであつたことが述べられている。

こうした処理を進めていた三月一八日、長野県に陸軍被服廠から被服類三〇枚（軍衣二〇枚、前垂一〇枚）が到着した。県は三月二四日にこれを配付している。この時はさきの配分で、他郡に比べ少し割合が多かつたとされる。南安曇・上高井郡に各一枚、他の一四郡に各二枚を送付し、配付先の選定は郡長に一任している。

長野県では、配付先の選定は、出願の有無に拘わらず、知事の判断による上からの選定であつたことが知られる。愛知県の状況を伝えた九六年一月一五日付け『扶桑新聞』に、知事の「指定」によって配付されるという記載もみられた。大阪府・埼玉県における配付先もその配付状況から考えて、知事の判断による選定であつたと思われる。

しかし特定神社等については、あらかじめ整理委員会の指示があつたように思われる。京都府に送られた目録（京都府写）に、一般品目に混じつて「七冊半阿式口装砲 平安神宮へ奉納ノ見込」、「十二冊阿式口装砲（船用）豊国社献納ノ見込」とする記載があり（表3の注2参照）、また長野県諏訪郡長の内申に、諏訪神社に触れて「国弊社諏訪神社へハ別ニ下付可相成義ニモ候ハ、神社之分ハ上諏訪町手長・八剣両社へ下付相成候様致度候」と記す一文がある。また大阪府の状況を伝えた九六年一月二四日付け『大阪朝日新聞』が四條畷神社に二十冊米突白砲一門の配付を特記し、愛知県の状況を伝えた九六年一月一五日付け『扶桑新聞』が熱田神宮に七冊米突半阿式口装砲（船舶）一門の配付を特記している。これらはいずれも整理委員会の指示を示す記載と思われる。

配付に要する経費は、陸軍戦利品整理規程第五条により臨時軍事費の支弁とされていた。九六年一月二二日、整理委員会は次の通牒（蒟蒻版印字）を出している。

整第八五号

客年八月陸軍省令第十六号ニ依リ戦利品中、大阪及下ノ関貯蔵ノ分ハ既ニ分配發送セシメ、尚東京貯蔵ノ分モ不日發送方為取計候筈ニ有之候処、右運搬費ノ儀ハ該省令ニ依リ臨時軍事費ヲ以テ支弁スヘキ筈ニ有之候得共、該費ノ特別會計ハ本年三月卅一日限り廃止可相成御詮議ニ付、右戦利品ニ関スル運搬費ニシテ自然貴庁ノ御練替ニ係ル分モ有之候ハ、本年三月卅一日前御請求有之度、予メ此段及御照会候也

明治廿九年一月廿二日

陸軍戦利品整理委員長黒瀬義門印

長野県知事浅田徳則殿

長野県は同通牒により請求している。集積地の東京・大阪・馬関から長野県庁までの運搬費は發送地において支払われたようである。長野県が請求したのは県庁から配付先までの運搬費で、整理委員会宛三回に分けて請求している。一回目は九六年三月二一日に、三月一九日付けで県が中等学校等九カ所および一六郡役所に送付した第一回の経費五〇円七七銭（内訳、筵代・縄代・荷造人足賃など荷造諸費五円〇七銭五厘、運賃四三円六九銭五厘、配達料二円）を請求し、二回目は九六年三月二六日に、三月二四日付けで県が郡役所に送付した第二回分の経費一五〇銭五厘（内訳、油紙代・渋紙代・縄代・荷造料など荷造諸費六九銭五厘、運賃六五銭、配達料一六銭）を、三回目は九六年四月三〇日に、第一回分の各郡役所から配付先までの経費一五円三五銭（運搬費のみ）を請求している。運搬は、県庁から各郡役所までは二回とも荷造りとともに上水内郡長野町の信濃中牛馬合資会社あたり、郡役所から各配付先までは各地元運送業者があたっている。県から整理委員会への請求は、各運送業者の請求に基づき、それらを集計して行っている。三回目の請求が四月にずれ込んだのは各郡業者の請求、郡役所の報告が手間取ったためである。なお、二回目の各郡役所から配付先までの運搬費請求がないのは、この時は配付品（被服類）が

軽量であつたので業者を必要としなかつたからである。長野県では運搬に要した経費は合計六七円六二銭五厘であつた。

おわりに

以上、日清戦争における陸軍戦利品整理委員会の動向と、戦利品の学校・神社・寺院等への配付状況をいくつかの府県事例をもとにとらえた。しかし、なお不明な点もあり、新たに生じた疑問もある。残された課題は多い。以下、今後の課題を列挙してむすびとしたい。

(一) 戦利品の配付は、はじめ陳列場・神社・寺院に予定され、学校には予定されていなかった。まずこの疑問である。後に学校も加えられたが、「女子学校」は対象外とされた。しかしいくつかの府県では高等女学校にも配付されている。これらをめぐる判断の推移についての検討も必要である。これらの推移の中に、日清戦争期の戦利品に対する考え方の特徴がよく表れているように思うのである。

(二) 右に関連して学校への配付を人々ほどのように考えていたのか。世上では、とくに小学校への配付を希望する意見があり、学校への分与はこれを契機に決定したと思われる節がある(注11)。

(三) 配付は陸軍戦利品整理委員会によって府県を通して行われているが、この間に内務省、文部省の姿がみえない。分与は陸軍が行つたとはいえ、内務省、文部省はどのように反応していたのか。とくに神社・寺院分については、当初は内務省が扱うという議定もあつた。

(四) 配付は最終的には府県知事に一任されたことから、配付には多様な実態があつたように思われる。大阪府・愛知県のような分散型、埼玉県のような集中型、長野県のような郡単位の均等型もあつたが、さらに様々な形態、処理が予想される。たとえば京都府の場合、一八九七年一〇月六日現在、いくつかの社寺にはすでに配付されている

が、学校には配付されていない。³⁶ また東京府では、九六年三月に学校へ配付しているが、取り扱いは郡区によって様々である。たとえば麻布区では麻布・南山・飯倉の三小学校（ともに高等科併置校）に配付されているのに対し、麴町区では区内の「市立小学校ニ於テ一ケ年宛、輪番ヲ以テ保管」するという方法がとられている。また荏原郡では「各学校へ分与セスシテ各町村立小学校ノ共有物トシ郡衙ニ於テ保管」し、各町村立小学校の開校式・教育会・運動会その他「公衆」の会合等に展覽するという方法がとられ、北豊島郡では「戦利品ハ長持ニ入レ、各小学校へ巡達一週ノ上、郡役所ニ於テ保存（シ）」縦覧を希望する小学校はいつでも郡役所から借用できるという方法がとられている。³⁷ 府県状況の把握には、なおいくつかの事例検証が必要である。

(五) 特定神社への配付に陸軍戦利品整理委員会の指示があったとすれば、それはどのような範囲の神社であったのか。平安神宮、豊国神社、四條畷神社、熱田神社、諏訪神社等の事例から、ある程度は推測できるが、史料による確認はできていない。³⁸ また、もし神社への配付にこうした指示があったとすれば、寺院ではどうであったのか。これらの確認も必要である。

(六) 本稿では府県分の分与を対象としたが、文部省が扱ったとされる文部省直轄学校への配付はどうであったのか。ここでも雑兵器を中心に配付されている（表1）。また、多種の品々が配付された博物館ではどうであったのか（表1）。ともに状況は全く不明である。

(七) 戦利品の分与には、整理委員会とは別に軍人個人や団体による寄贈等もあったようである。この時期の『大阪朝日新聞』には表7のような寄贈・献納の記事がみられる。海軍では捕獲軍艦の外は品数が少なかったとして陸軍のような戦利品整理委員は設けられず、分与はなかった筈であるが、現実には行われている。これらはどのように理解すればよいのであろうか。

(八) さらに気になるのは図書や美術品の処理である。図書も戦利品として処理されたことは述べたが、日清戦争で

表7 軍人個人・団体による戦利品の寄贈・献納例（1895年5月—96年7月）

寄贈等年月日	寄贈・献納者	品目・数量	寄贈・献納先	出典『大阪朝日新聞』年月日
'95・8・	第五師団	青龍刀・槍ほか12、近日廻送の予定	湊川神社	'95・8・15
'95・9・	陸軍大将野津道貫	平壤で取得した武器数種（旗1、喇叭1、青龍刀2、鎗2、刀大小とも3、小銃3）	湊川神社	'95・9・18、 '95・12・25
'95・11・20	陸軍少将川村景明	台湾の三叉槍1、前衛哨兵旗1、短柄薙刀1、青龍刀1、太刀1	湊川神社	'95・11・21
'95・12・8	軍艦大島	清国軍艦定遠の常備砲弾径三十冊半2	生田神社	'95・12・10
'95・12・23	軍艦高千穂艦長・艦員	威海衛での「分捕」三十冊弾の奉納式	湊川神社	'95・12・25
'96・6・	軍艦秋津洲艦長	「分捕品」口径十二ボイム臼砲1	同艦戦死者の父	'96・6・27
'96・6・27	元第二軍司令官大山巖大将	克式六冊山砲（砲架付）1	湊川神社	'96・6・30
'96・7・	大久保第七旅団長	台湾での「分捕」弓・槍・剣、数種	湊川神社	'96・7・17
'96・7・	常備艦隊司令長官	台湾で押収した軍銃1	島根県美保神社	'96・7・18

注 『湊川神社六十年史』資料篇（1939年）によると、湊川神社への寄贈・献納は上記のほか、同期間に軍艦山城丸乗組員、海軍大佐有馬新七、海軍少将東郷平八郎、陸軍中将高島勲之助、海軍大佐上村彦之丞、海軍中将伊東祐亨、海軍大佐出羽重遠、陸軍大将大山巖からの寄贈・献納もみられる。同書262～268頁。

は美術品の押収もあつたようである。実態をとらえるには至っていないが、のち一九〇四年五月、元第二軍の法律顧問であつた有賀長雄は、一八九九年の第一回ハーグ平和会議で締結された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(日本は一九〇〇年一月二二日に批准、公布、勅令無号)の条約附属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」第五六条の解釈を論じた際、日清戦争時を回顧して、「二十七八年の戦争には、美術品を押収して招魂社に陳列をしてあつたが、是は戦規違反である」と述べている。⁴⁰⁾ 有賀は、日清戦争後直ちに軍の資料をもとに『日清戦役国際法論』を著し、日清戦争が「文明」の戦争であると論じた人である。図書・美術品も戦利品問題では避けておれない課題である。

(九)一〇年後の日露戦争では、さらに大規模な戦利品が配付されている。それとの対比で、配付の実態、右の諸問題をとらえるとき、どのような特徴が浮かび上がるであろうか。全容をとらえるためには日露戦争の戦利品処理との比較も必要である。

注

(一) 各校『学校沿革誌』。「養徳小学校沿革誌」は、その写本を服部敬氏のご好意で閲覧できた。

(二) 高橋作衛『戦時国際法理先例論』清水書店、一九〇七年訂正増補版、二四六―二四八頁。普文学会『国際公法私法義解』清水書店、一九〇九年、一一〇―一一頁。

日清戦争時、日本軍が「準拠」したという戦利品に対する「原則」は、第二軍の法律顧問として従軍した有賀長雄の著書『日清戦役国際法論』(哲学書院、一八九六年)では次のように記されている(同書一九六頁)。

(イ) 敵国ニ在ル総ヘテノ不動産ハ官有タルト民有タルトヲ論セス戦利品ト為スヘカラサルモノナリ

(ロ) 敵国ニ在ル官有ノ不動産ニシテ直接間接ニ敵ノ戦闘力ヲ資クルモノハ戦利品ト為スコトヲ得ヘキモノナリ

(ハ) 敵国ニ在ル民有ノ不動産ハ兵器彈藥ヲ除ク外ハ戦利品ト為スヘカラサルモノナリ

そして、「敵国官有財産」の「鹵獲」については、「戦利品ヲ収ムル事ハ国家ノ交戦作用ノ一ニシテ一個人又ハ一軍隊ノ私事ニ非ストスル原則ヲ重シテ軍人ハ敢テ其ノ一物ヲ私シセス、普通兵士ニ至ルマテ特ニ誠論ヲ加ヘテ此ノ原則ヲ恪守セシメタリ」と記されている(同書一九九頁)。「日清戦役国際法論」の成り立ちについては同書序・序言、また大谷正『近代日本の対外宣伝』研

文出版、一九九四年、一三三・一八七・二〇九頁参照。

(3) 『明治二十七八年日清戦史』第八卷、一三七頁。

(4) 『法令全書』一九九五年、省令、七五―七六頁。

(5) 『官報』一九九五年八月一〇日。

(6) 『時事新報』一九九五年八月二八日。

(7) 『時事新報』一九九五年九月八日、『大阪毎日新聞』一九九五年九月九日。

(8) 『時事新報』一九九五年九月一日、『大阪毎日新聞』一九九五年九月三日、『扶桑新聞』一九九五年九月七日。

(9) 『法令全書』一九九五年、達、一四八頁。

(10) 『法令全書』一九九五年、省令、一一四頁。

(11) 整理委員会におけるこの決定は、一九九五年八月二八日付け『国民新聞』では次のように報道されている。

戦利品整理会の方針 一昨日(八月二六日、私記)の会議にて左の如く決したりと

今回日清交戦中の陸軍所屬戦利品は、其品類の何種に拘らず、成るべく広く全國民に目観せしめ、名譽ある戦争の紀念を保存する為め、可成備付の普及を期し、各地有志の需めに応じ、神社仏閣学校教会公園其他人民の集合多き場所を撰びて、普く之に配与するの方針を執るべし

と。また、学校への配付のうち、世上では小学校への配付を希望する意見が目立つ。たとえば次のような意見がみられる(『国民新聞』一九九五年八月一七日)。

過般陸軍戦利品整理規程發布せられ候処、其処分法は如何にも最ももの事ながら、私共の希望は其幾分を國民製造所たる全国の小学校にも分与せられたく、縦令破片碎残の物と雖ども、征清戦利品といへば、未来の國民たる児童の小さき脳髓にも幾許り深き感覺を与へ、多くの説話をなして教え込むよりも、其一品にて大なる活ける教育をなし得ることゝ存候、貴社の御意見は如何に可有之候哉、唐突ながら何分の御教示被成下度候(岩手県盛岡市小野寺初太郎)。

記者(国民新聞記者、私記)最も此の論に同感を表す。

投稿者のこの意見は、開発社発行『教育時論』第三七三号(一九九五年八月二五日)にも掲載され、さらに愛知県教育会の機関誌『愛知教育雑誌』一〇三号(一九九五年一月)にも同誌編集者が意見に「賛同」して転載されている。

(12) 『大阪朝日新聞』一九九五年九月二日。

(13) 同右、一九九五年九月二日。

- (14) 同右、一八九五年九月一五日・二六日。
- (15) 『時事新報』一八九五年一月一三日、『大阪毎日新聞』一八九五年一月一五日。
- (16) 『時事新報』一八九六年二月一八日。
- (17) 『国民新聞』一八九五年一月二〇日、『大阪朝日新聞』一八九五年一月二三日。
- (18) 注(35)と同じ。
- (19) 京都府知事宛の通牒の追而書には、「追テ京都博物館へハ当方ヨリ已ニ分与致候間為念申添候也」と記されている。「明治廿九年訓示原按」京都府行政文書、明二九一三、京都府立総合資料館所蔵(以下、京都府行政文書は「京」と記し、簿冊番号を記す)。
- (20) 注(30)と同じ。
- (21) 『大阪朝日新聞』一八九六年二月一六日・三月二五日。
- (22) 同右、一八九六年三月八日。
- (23) 同右、一八九六年二月一九日。
- (24) 同右、一八九六年三月六日・一〇日。
- (25) 当時、招魂祭等の会場では、戦利品の陳列・縦覧がよく行われている。一八九四年一月五日愛媛県松山の招魂祭、九六年二月二三日大阪府堺の招魂祭にもみられる(『大阪朝日新聞』一八九四年一月八日、一八九六年二月二六日)。しかしその提供者は不明。また一八九五年二月一五日から一九日まで行われた靖国神社臨時大祭においても全期間を通して陳列されている(『時事新報』一八九五年二月一五日・一七日)。
- (26) 同右、一八九六年四月一五日。
- (27) 『大阪府統計書明治二十九年』四四九頁。
- (28) 『大阪府学事年報明治廿九年』三六一三七頁、附録一二頁。
- (29) 一八九六年三月二五日付け『大阪朝日新聞』は、大阪府の配付計画の一端に触れ、「鑄鉄砲身及火繩銃等は住吉神社、白袍四條畷神社、青龍刀・榴弾等枚岡神社、長柄刀生国魂神社、馬鞍天満神社、クルップ山砲駄鞍四天王寺等にて保存の見込ある神社(凡六十) 仏閣(凡五十) 及び府立、市立各学校、市郡各高等小学校に分配する予定なりとぞ」(傍点、私記)と報じている。この「予定」は、神社については保存の見込みがない神社が多かったためか、その数は減少しているが、寺院・学校については結果と一致している。尋常小学校三九校が旧大阪市尋常小学校であることは間違いない。

(30) 「明治式拾九年兵事部」埼玉県行政文書、明二三三一、埼玉県立文書館所蔵。本稿で使用した埼玉県に関する史料は、特記しない限り同文書によっている。

(31) 『扶桑新聞』一八九六年二月二六日・三月五日・三月一九日・四月八日。

(32) 同右、一八九六年七月一〇日・二六日・三一日。

(33) 『愛知県統計書明治二十九年』二三九・二五二・二五五頁。ただし郷社「六」は『名古屋史要』名古屋市役所、一九一〇年から推定。同書一五五頁。

(34) 『扶桑新聞』一八九五年八月二日。

(35) 「明治式拾九年戦利品配付ニ関スル件」長野県行政文書、明二九一—二A—五、長野県立歴史館所蔵。本稿で使用した長野県に関する史料は、特記しない限り同文書によっている。長野県立歴史館における同文書の所蔵を知ったのは大谷正氏のご教示による。

(36) 一八九七年一〇月六日、京都府知事宛に提出された丹波の国幣中社出雲神社の戦利品拝借願にたいして、同日、京都府内務部は貸渡しを承諾し施行した。このとき京都府内務部第六課が記した決裁起案書に次のような記載があり、この時点では、まだ学校には配付されていなかったことが知られる。「廿七八年戦役ノ戦利品ハ、既ニ社寺へ交付相成候モノヲ除ク外ハ、目下平安神宮へ貸渡し陳列縦覧為致居候処、国幣中社出雲神社ヨリ該品之内二十八点借用之義願出候、右ハ該地方尚武奨励之一端トモ相成候義ニ付差許シ度、此段相伺候也」(傍点、私記)と。なお、拝借を願ひ出た出雲神社は、一八九六年春に一〇品目三三点を受領し(この時、丹後の国幣中社籠神社も一〇品目三三点を受領)、九七年九月に戦利品陳列所の建設を願ひ出で許可された。陳列所の落成は一〇月二二日の予定で、受領品だけでは量が少ないので、補いのため借用を願ひ出たものである。「明治三十年国幣社願伺指令」『京』明三〇—四四、および注(19)と同じ。

(37) 東京府は、一八九六年三月二七日付けで学校に配付している。そのとき、郡区島嶼分(小学校分)については、知事は郡区長・島司・名主・地役人に対し「戦利品ハ公立小学校備品トシテ町村(区)へ配付スルモノナレハ、取纏メ一ニノ学校ヲシテ保管セシムルカ又ハ各校ヲシテ保管セシムルカ、適宜之ヲ分与シ、永久保存ノ方法ヲ設ケシムベシ」とその原則を指示しているが、配付はすべて郡区長・島司・名主・地役人に任せている。同じ東京府内においても多様な形態がみられるのはこのためである。

「明治二十九年第一種第三課文書類別学務」東京府行政文書、六二—C七—一五、東京都公文書館所蔵。

(38) 全容をとらえる史料には接していないが、整理委員会において分与範囲の確定に議論が集中していたころ、一八九五年九月七日付け『大阪毎日新聞』に次のような記事がみられる。

戦利品分配神社（九月五日午後四時三十六分東京発）

戦利品整理規則（註）に依り通常物品の分配さるゝ神社は伊勢、神宮、宇佐、八幡宮、奈良、春日神社、京都、加茂・男山神社、楠公神社、四條、巖神社を始め各地重なる招魂社なりと云ふ（傍点、原文）

（39）同規定は次のとおり（『法令全書』一九〇〇年、勅令、六三五頁）。

第五十六条 市町村ノ財産並宗教慈善教育技芸及學術ノ為設ケラレタル營造物所屬ノ財産ハ国有ニ屬スルモノト雖私有財産同
様之ヲ取扱フヘシ

總テ這般ノ營造物歴史上ノ紀念建造物技芸及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押収シ破壊シ又ハ毀損スルコトヲ禁ス犯ス者ハ之ヲ訴
追スヘキモノトス

（40）有賀長雄『文明戦争法規』金港堂書籍、一九〇四年、一六五頁。

付記 本稿は、一九九四年一〇月二八日、専修大学人文科学研究所で行われた大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』（フォーラム・A、一九九四年）の合評会でおこなった発表を基礎に、さらに史料を加えて作成したものである。大谷正氏、原田敬一氏にはなにかとお世話になった。厚くお礼申し上げる。